

宮古地区広域行政組合営建設工事に係る指名競争入札心得

平成17年3月29日制定

平成22年3月31日改正、平成24年2月23日改正、平成26年2月28日改正

平成27年5月25日改正、令和元年8月29日改正

(入札書記載事項等)

第1条 入札書(様式第1号)には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開札年月日
- (2) 入札金額
- (3) 入札件名(工事名)
- (4) 入札参加者住所、商号又は名称、職氏名及び当該代表者印による押印(宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村における入札参加資格申請において代表者から受任された者として申請した場合には、申請時に受任者印として登録した印鑑を使用すること)

2 工事費内訳書(様式第2号)には、明示された費目合計金額及び工種ごとの金額を記載しなければならない。

3 前各項によるもののほか、郵便による入札方法に必要な様式等を宮古地区広域行政組合のホームページに掲載するものとする。

(設計図書等に関する質問及び回答)

第2条 入札参加者は、仕様書、設計図書等を熟覧しなければならない。この場合において、仕様書、設計図書、現場等について疑義があるときは、入札案内通知で指定する期間内に、電子メール又はファクシミリで、質問書(様式第3号)により質問することができるものとする。

2 前項の質問に対する回答は、入札案内通知に指定する期間内に、電子メール又はファクシミリで行うものとする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

3 入札参加者が2人に満たないときは、原則として当該入札を中止するものとする。

4 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。

5 入札執行回数は1回とし、落札者がいないときは入札を打ち切る。

(無効の入札)

第4条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 民法(明治29年法律89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札

(2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

- (5) 誤字、脱字により意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 入札書の記載事項に誤りがある入札
 - (7) 様式第1号にある内容を欠いた入札書を用いた入札
 - (8) 「一般書留又は簡易書留による宮古郵便局留」以外の方法で提出された入札
 - (9) 入札案内通知に明示する到着期限を過ぎて到着した入札
 - (10) 郵送用外封筒の記載内容に誤り又は漏れがある入札
 - (11) 入札書と中封筒の開札日時、工事名、商号又は名称が相違する入札
 - (12) 入札書と工事費内訳書が封入されている中封筒が糊付け、封印されていない入札
 - (13) 指定様式でない工事費内訳書を同封した入札
 - (14) 工事費内訳書が同封されていない入札
 - (15) 工事費内訳書と入札書の金額が一致しない入札（内訳書に値引きの記載は認めない。）
 - (16) 工事費内訳書の内訳が記載されていない入札
 - (17) 工事費内訳書の記載内容に誤り、漏れがある入札
 - (18) 1件の入札について、2通以上の入札書類を郵送した入札
 - (19) 1件の入札書類について、2通以上の入札書又は工事費内訳書を同封した入札
 - (20) 談合、その他不正行為によって行なわれたと認められる入札
 - (21) 予定価格を超える金額の入札
 - (22) その他入札に関する条件に違反した入札
- (失格の入札)

第5条 最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格に満たない価格をもって入札を行った者は失格とする。

(入札の辞退)

第6条 入札の辞退は、入札辞退届（様式第4号）を入札案内通知で指定する到着期限までに、指定送付先に郵送又は契約担当者に直接持参することによりできる。

2 1件の入札について、入札書類の外封筒に同じ入札件名が記載されている入札書類と入札辞退届が提出されている場合は、入札辞退届のみ受理する。

3 入札辞退届を郵送する場合は、「入札辞退届在中」と記載し、開札日時、入札件名、入札参加者名を封筒に記載しなければならない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(開札等)

第7条 開札は、入札案内通知で指定する日時、場所において、入札参加者の中から希望する者全てを立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者の立ち会いがいないときは、当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 開札場所への入室は原則として、入札参加業者当たり1名とし、入札参加者が開札に立ち会うことができないうときは、開札時に委任状（様式第5号）を提出して、代理人によることができる。

(落札者の決定)

第8条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(落札者となるべき者が複数となった場合の落札者の決定)

第9条 落札者となるべき者が複数となった場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるとき又は当該入札をした者が開札に立ち会っていないときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(異議の申立て)

第10条 入札書を郵送した後は、この心得、仕様書、設計図書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(指名停止措置)

第11条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者に対しては、宮古市が定める市営建設工事に係る指名停止措置基準(平成17年6月6日告示第17号)に準じた指名停止の措置を講ずることがある。

(1) 予定価格を超える金額の入札をした者

(2) 談合その他、不正行為による入札を行った者

(違約金)

第12条 開札から請負契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しない場合は、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5の額を違約金として徴収できるものとする。

(契約の成立要件)

第13条 契約は、落札者と決定された者と締結するが、請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合

(2) 関係団体から、指名停止措置を受けた場合

(入札執行の特例)

第14条 当分の間、入札案内通知する契約については、第3条第3項の規定にかかわらず、入札参加者が2人に満たない場合でも入札執行することができる。

附 則

この心得は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成24年3月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成26年3月1日から適用する。

附 則

この心得は、平成27年5月25日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年9月1日から施行する。